



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二  
( J A S D A Q ・ コード 4 3 1 1 )  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役 小寺 健治  
電話番号 0 3 - 5 4 2 8 - 8 8 3 0

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 22 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、定款に定めることによって、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供することが可能となりましたので、株主の皆様の利便性向上に資するため、その旨の規定を新設するものであります。
- ② 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。
- ③ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- ④ 「整備法」により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項について、規定の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。
- ⑤ 当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- ⑥ 上記変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役及び監査役の全員の同意がある場合に取締役会の招集手続を省略することを可能にするための規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>[新設]</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、32,200株とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第7条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の発行する株券の種類並びに株</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、32,200株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する<u>取扱い及び手数</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② [条文省略]</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>② 社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、<u>出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、法令又は定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p>② 前項にかかわらず、<u>商法第343条に定め</u></p>	<p><u>料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② [現行どおり]</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、法令又は定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、</u></p>

現行定款	変更案
<p>る決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 [条文省略]</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>によって選任する。</p> <p>[新設]</p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の<u>残存期間</u>と同一とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議により代表取締役1名を選任する。</p> <p>② 取締役会は、前項のほか、会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若</p>	<p><u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>[削除]</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 [現行どおり]</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の<u>決議</u>によって選任する。</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の<u>任期の満了</u>する時までとする。</p> <p>(業務執行取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって、代表取締役社長1名を選定する。</p> <p>② 取締役会は、前項のほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務</p>

現行定款	変更案
<p>干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集<u>手続</u>)  第 19 条 [条文省略]  [新設]</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これに代わる</u>。</p> <p>(取締役会の決議)  第 21 条 取締役会の決議は、取締役総数の過半数に当たる取締役が出席し、その過半数をもって<u>これを決するものとする</u>。  [新設]</p> <p>(取締役会の議事録)  第 22 条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>② <u>取締役会の議事録は、10 年間本店に備置くものとする。</u></p> <p>(取締役会規程)  第 23 条 [条文省略]  (取締役の報酬及び退職慰労金)  第 24 条 取締役の報酬<u>並びに退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第 25 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役</u>（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集<u>通知</u>)  第 21 条 [現行どおり]  ② <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の決議)  第 23 条 取締役会の決議は、取締役総数の過半数に当たる取締役が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u>  [削除]</p> <p>(取締役会規程)  第 24 条 [現行どおり]  (取締役の報酬等)  第 25 条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第 26 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役</u>（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができ</p>

現行定款	変更案
<p>② 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第 1 項第 5 号</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の員数) 第 26 条 [条文省略] (監査役の選任) 第 27 条 当社の監査役は、<u>株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>によって選任する。</p> <p>[新設]</p> <p>(監査役の任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 29 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>で行う。</p>	<p>る。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第 423 条第 1 項</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は 200 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の員数) 第 27 条 [現行どおり] (監査役の選任) 第 28 条 監査役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 30 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急その他</u>の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>前項にかかわらず、監査役全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 32 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬<u>並びに退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>[削除]</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬等<del>は</del>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第 423 条第 1 項</u>の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は 200 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 36 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び中間配当金については、当社がその支払の提供をした日より満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社は支払の義務を免れる。未払の利益配当金又は中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社は支払の義務を免れる。未払の配当金に対しては利息をつけない。</p>

以 上